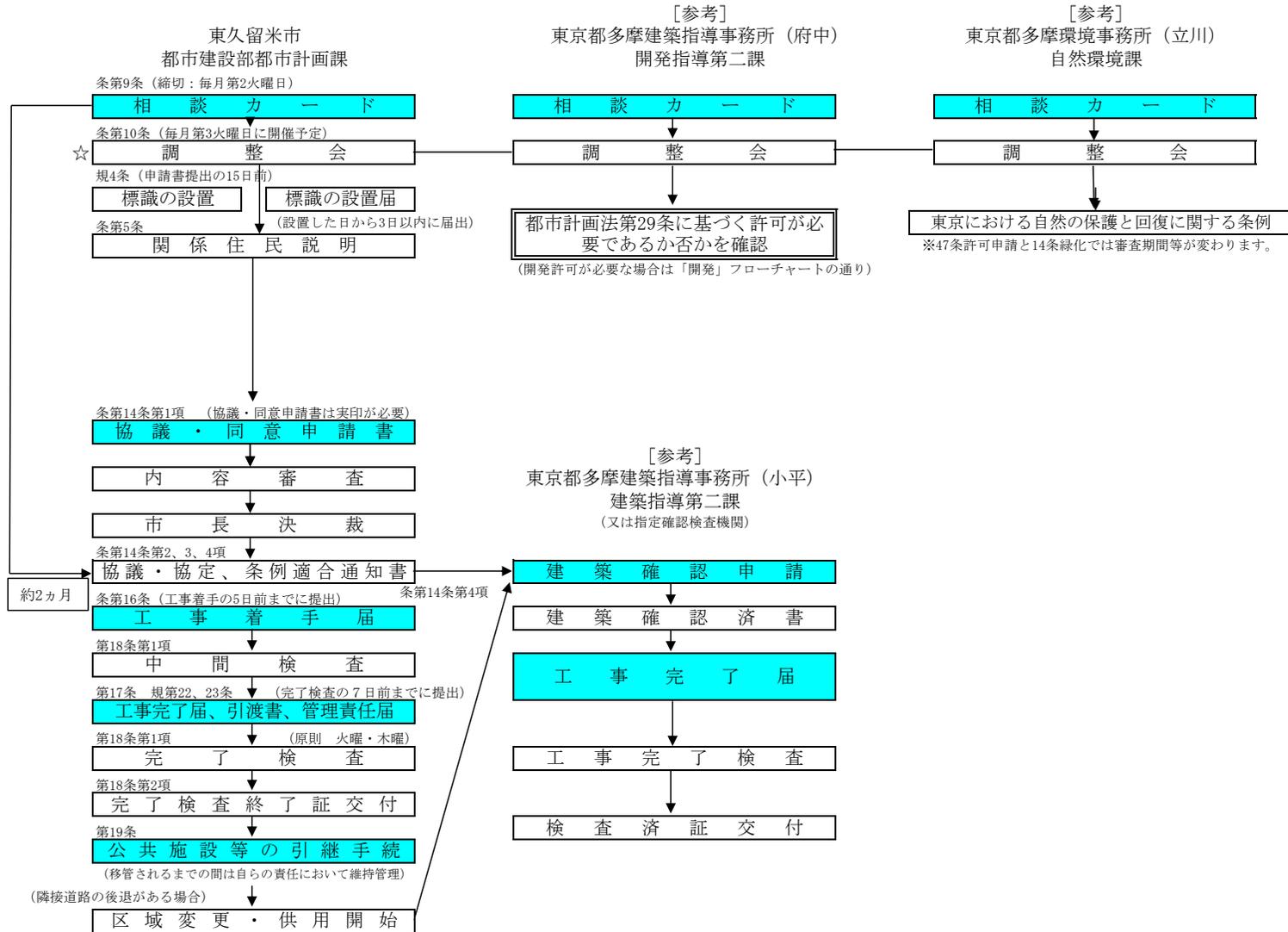


「東久留米市宅地開発等に関する条例」申請手続きフローチャート

R5.7.1

(4) 宅地分割

- ※・[] は、事業者が提出するもの。
- ☆は月に1回の開催になります。
- 相談カード提出期限等詳細については各事務所に確認してください。
- 東京都のフローチャートについては参考情報になります。



○協議・同意申請書は、全ての書類を添えて提出してください。なお、受理から協定締結までは2週間程度かかります。